

声明文

私たちは、ダライ・ラマ法王日本代表部事務所の活動に賛同し、下記7項目を声明します。

1. 中国政府に対し、少数民族の地域自治と自己統治を約束した中華人民共和国憲法第4条を遵守し、チベット人による真の自治を實踐させるよう要請する。
2. 中国政府に対し、少数民族の言語と宗教の自由を保障した、中国の民族区域自治法第10条と第11条を遵守するよう要請する。
3. 中国政府に対し、パンチェン・ラマ11世とその家族の所在を明らかにし、早急に解放するよう要請する。
4. 中国政府による人権侵害、ならびにチベット人の言語、文化、アイデンティティの中国化政策を非難する。
5. 中国政府による宗教迫害、チベット仏教僧院や仏像の破壊、高僧の転生や僧院の管理を含むチベット宗教問題への干渉を非難する。
6. ダライ・ラマ15世を含む高僧の転生の選定は、チベット人とダライ・ラマ法王庁の特権であると断言する『2020年米国チベット政策支援法』と同様の法案を日本でも成立させるよう求める。
7. 将来のダライ・ラマ法王を含め、すべての転生僧の選定は、古くからの宗教的伝統に従ってチベット人に委ねられるべきであり、中国が選定・任命したいかなるチベットの転生僧も国際社会が認めないことを求める。

2023年9月12日

常林寺（東京都港区）	信松院（東京都八王子市）	永傳寺（東京都台東区）
圓福寺（東京都板橋区）	龍昌寺（東京都目黒区）	大龍寺（東京都新宿区）
海雲寺（東京都杉並区）	孝養寺（長野県長野市）	常光院（茨城県行方市）

[代表]

宗派を超えてチベットの平和を祈念し行動する僧侶・在家の会 参与
学校法人 世田谷学園 監事
曹洞宗 常林寺 東堂

林 秀穎

